

第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約の締結について

第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業について、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町において、下記のとおり契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|----------------------------------------------------|
| 1 事業名 | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業 |
| 2 事業場所 | 富津市新富 2 1 番 3 |
| 3 事業期間 | 契約日から令和 2 9 年 3 月 3 1 日まで |
| 4 事業内容 | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る施設の設計・建設及び運營業務 |
| 5 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式） |
| 6 契約の金額 | 8 2 , 0 6 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。） |
| 7 契約の相手方 | 富津市青木一丁目 5 番地 1
株式会社上総安房クリーンシステム
代表取締役 須賀潔 |

令和 2 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

契約の相手方の概要等（第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約）

- 1 名称 株式会社上総安房クリーンシステム
- 2 代表者 代表取締役 須賀潔
- 3 所在地 千葉県富津市青木一丁目5番地1
- 4 設立日 令和2年6月10日
- 5 目的等
 - (1) 廃棄物の処理
 - (2) 廃棄物処理施設（付帯する施設及び設備を含む。）の環境影響評価
 - (3) 廃棄物処理施設（付帯する施設及び設備を含む。）の設計、監理及び建設
 - (4) 廃棄物処理施設（付帯する施設及び設備を含む。）の運営及び維持管理
 - (5) 廃棄物処理施設（付帯する施設及び設備を含む。）の解体
 - (6) 廃棄物の処理に伴い産出されるスラグ、メタル等の副産物の有効利用
 - (7) 廃棄物の処理に伴い発生する余熱を利用した電気供給事業
 - (8) 前各号に付帯又は関連する一切の業務（飛灰の最終処分は除く）
- 6 資本金の額 5億円
- 7 従業員等 従業員50人（令和9年の操業開始時の予定人数）
- 8 概算負担額 次の表のとおり

（単位：千円（税抜））

自治体名等	計画処理量比	概算事業費	備考
循環型社会形成推進交付金	—	12,943,333	窓口団体が一括申請
木更津市	37.91%	23,374,043	1,168,702/年
君津市	18.87%	11,634,613	581,731/年
富津市	11.57%	7,133,676	356,684/年
袖ヶ浦市	15.59%	9,612,274	480,614/年
鴨川市	7.98%	4,920,202	246,010/年
南房総市	6.60%	4,069,340	203,467/年
鋸南町	1.48%	912,519	45,626/年
合計	100.00%	74,600,000	3,082,833/年

備考 上記の負担額は、令和9年の計画処理量により算出した概算費用である。